■よくあるご質問

2025年4月1日更新

| No. | Q | A |
|---|---|---|
| **1** | **申請条件について** | |
| 1-1 | 新規申請にあたっては、何が必要ですか。 | 申請マニュアルをご参照ください。申請マニュアルは観光庁ウェブサイトに掲載されています。<br>https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokorono_barrier-free/content/001725837.pdf |
| 1-2 | 全国に事業所が複数あります。まとめてすべての施設を申請することは可能ですか。 | まとめてすべての施設を申請することはできません。 |
| 1-3 | グループ企業でまとまって申請できますか。 | 1-2と同様です。 |
| 1-4 | 営業許可証の内容と申請書の内容が異なっているとの指摘を受けました。申請書の内容が最新の場合、どのようにしたらいいですか。 | 原則最新の状態に更新された営業許可証の写しを提出してください。 |
| 1-5 | 認定は、どのような観光施設でも対象になるのですか。 | 申請マニュアルをご参照ください。申請マニュアルは観光庁ウェブサイトに掲載されています。<br>https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokorono_barrier-free/content/001725837.pdf |
| 1-6 | 観光案内所の要件として、「日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等」とありますが、認定を受けていない施設も対象になりますか。 | 観光案内所としての機能を果たしている施設であれば対象となります。申請の際に観光案内所の実在性が分かるもの、および活動内容が分かる資料（公式パンフレット等）をご提出ください。 |
| 1-7 | 外国人観光案内所の認定を受けている施設です。認定対象施設であることを証する資料として、認定通知書の写しではなく、公式ホームページや公式パンフレット等の活動の実態が分かる資料を提出してもよろしいですか。 | 日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている場合は、認定通知書の写しを提出してください。 |
| 1-8 | 手荷物預かり所は観光案内所として申請できますか。 | 手荷物預かり所が観光案内所としての機能を果たしている施設であれば申請できます。申請の際に手荷物預かり所としての活動内容が分かる資料（公式パンフレット等）および、観光案内所の実在性が分かるもの（公式パンフレット等）をご提出ください。 |
| 1-9 | 法人格の無い任意団体や個人事業主等は申請できますか。 | 1-5の対象施設の要件を満たしているのであれば、任意団体や個人事業主等でも申請可能です。 |
| 1-10 | 旅館業経営許可を取得しているAは施設所有者Bから施設管理を委託されている場合、認定申請制度上はAが申請者となりますでしょうか。 | 営業許可証の記載内容と申請書の記載内容は同一である必要があります。 |
| **2** | **審査状況について** | |
| 2-1 | 認定審査は通年行われているのでしょうか。 | 通年で実施しております。（土・日・祝日・年末年始を除く） |
| 2-2 | 審査の結果が出るまでどのくらいの期間になりますか。 | 申請書類に不備がない場合の認定は、原則として申請受付日から35日営業日以内を目安に行うこととしています。 |
| 2-3 | 審査の結果はどのように通知されるのですか。 | 認定通知書等を認定施設へ交付（メール送付）します。 |
| **3** | **変更・廃業等手続き等について** | |
| 3-1 | 認定期間（5年間）中に認定を取り下げたい場合はどうすればよいですか。 | 認定取消申請書を認定施設の所在地を所管する地方運輸局等に提出してください。 |
| 3-2 | 認定後、施設名や代表者などに変更がありました。届出は必要ですか。 | 届出は必要です。変更届出書を認定施設の所在地を所管する地方運輸局等に提出してください。 |
| 3-3 | 認定後、施設の増改築を行いました。届出は必要ですか。 | 取組内容に変更が生じた場合は、届出は必要です。変更届出書を認定施設の所在地を所管する地方運輸局等に提出してください。 |
| 3-4 | 認定後、施設の移転がありました。届出は必要ですか。 | 申請書等の内容に変更があれば、届出は必要です。変更届出書を認定施設の所在地を所管する地方運輸局等に提出してください。 |
| 3-5 | 認定後、認定要件を満たさなくなり、申請時の誓約事項に違反する状況が判明した場合、どのような措置になるのでしょうか？ | 要綱第９に記載の通り、認定の有効期間の途中であっても、当該者の運営する認定施設について、本要綱第５の認定を取消します。当該者の営む認定施設の認定を取り消したときは、その旨を観光庁ウェブサイトで公表いたします。 |
| 3-6 | 認定通知メールを紛失したため、当時のメールを再送していただくのは可能でしょうか。 | 認定通知書の再送付について、特段問題はありません。 |
| **4** | **認定基準①：バリアフリー性能を補完するための措置について** | |

■よくあるご質問

2025年4月1日更新

| No. | Q | A |
|---|---|---|
| 4-1 | バリアフリー性能を補完するための措置とはどういった措置ですか。 | 申請マニュアルをご参照ください。申請マニュアルは観光庁ウェブサイトに掲載されています。<br>https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokorono_barrier-free/content/001725837.pdf |
| 4-2 | バリアフリー性能を補完するための措置について、３つ以上の措置とありますが、規模や形式が異なる同様の性能を有する備品の備付けや貸し出しが複数ある場合、複数の措置になりますか。 | 規模や形式が異なる場合であっても、同様の性能を有する備品の備付けや貸出しを複数行う場合は、１つの措置となります。<br>例：電動車椅子、手押し用車椅子など複数の種類の車椅子を用意している場合 |
| **5** | **認定基準②：バリアフリーに関する教育訓練の実施について** | |
| 5-1 | バリアフリーに関する教育訓練の要件の中に「バリアフリーに関する資格を有する従業員を雇用」とありますが、バリアフリーに関する資格とはどのようなものがありますか。 | 手話通訳士、言語聴覚士、介護士などの資格が該当します。 |
| 5-2 | 従業員全員が研修に参加している必要はありますか。参加人数の規定はあるのでしょうか。 | 人数規定は設けておりません。 |
| 5-3 | バリアフリーに関する教育訓練とはどういったものですか。 | 観光庁ウェブサイトに掲載されている動画教材等を用いて自主的に学習する、バリアフリーに関する外部研修へ参加する、バリアフリーに関する資格を有する従業員を雇用する等です。 |
| **6** | **認定基準③：施設のバリアフリー情報の積極的な発信について** | |
| 6-1 | 自社のウェブサイト以外のウェブサイトとは、例えばどのようなサイトでしょうか。 | 宿泊予約ウェブサイトやグルメ予約ウェブサイト、市町村ウェブサイト、観光案内ウェブサイト、バリアフリー情報を特集するウェブサイト等になります。 |
| 6-2 | 自社のウェブサイト以外のウェブサイトについて、掲載内容の規定はありますか。 | 施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を、積極的に発信していることです。 |
| 6-3 | 自社のウェブサイト以外のウェブサイトでの情報発信について、リンクの掲載だけでも対象となりますか。 | リンクだけの掲載は対象としていません。 |
| 6-4 | 「シルバースター登録制度」とは何ですか？ | 「シルバースター登録制度」は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）が認定登録する制度です。詳しくは「宿ネット(http://www.yadonet.ne.jp/info/member/jigyo/shilver1.html)」をご確認ください。 |
| **7** | **認定施設の認定マークの使用等について** | |
| 7-1 | 認定マークはどのように使用できるのでしょうか。 | 使用にあたっては、認定マーク使用要綱および認定マーク様式・デザインガイドラインの内容を遵守してください。 |
| 7-2 | 認定マークの使用に申請は必要ですか。 | 認定を受けた施設は、認定マークを広報・PRを目的として、使用することができます。認定施設以外の者が認定マークの使用を希望する場合は、観光庁参事官（産業競争力強化）に申請する必要があります。 |
| 7-3 | 今回認定された施設以外に、グループ会社でも認定マークを使用できますか。 | 認定された施設以外に、当該施設のグループ会社が認定マークを使用する際は、観光庁参事官（産業競争力強化）に申請する必要があります。 |
| 7-4 | ロゴマークの使用期間はいつまでですか。更新申請はできますか。 | 使用期間は、認定の日から起算して５年間です。更新申請はについてはHPに掲載しております「更新申請書」を記載のうえ、認定施設の所在地を所管する地方運輸局等に提出してください。 |